

○新発田市青少年問題協議会設置条例

昭和37年6月26日

条例第22号

改正 昭和38年7月12日条例第19号

昭和39年7月6日条例第65号

昭和47年12月27日条例第54号

昭和62年4月1日条例第18号

平成2年3月15日条例第2号

平成11年3月10日条例第3号

平成12年6月28日条例第39号

平成12年12月22日条例第51号

平成13年9月28日条例第41号

平成19年3月14日条例第28号

平成25年3月12日条例第30号

平成27年6月30日条例第37号

平成28年3月10日条例第29号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、附属機関として新発田市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(昭和47条例54・平成12条例51・平成28条例29・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の策定について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するため、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 地方青少年問題協議会法第2条第2項の規定による意見具申に関すること。
- (4) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ること。

(平成28条例29・全改)

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員16人以内で組織する。

2 会長は、新発田市長をもって充てる。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。ただし、非常勤とする。

- (1) 新発田市副市長
- (2) 新発田市教育長
- (3) 新発田市内に所在する関係行政機関の長 4人
- (4) 学識経験者 10人

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(昭和38条例19・昭和47条例54・平成13条例41・平成19条例28・平成27条例37・平成28条例29・一部改正)

(委員の任期)

第4条 前条第4項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第4項第1号から第3号までの委員は、その職を失った時は任期中であっても委員を辞したものとす。

(平成27条例37・一部改正)

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、必要のとき随時開催するものとする。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、新発田市内に所在する関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは解任されるものとする。

4 専門委員は非常勤とする。

(書記)

第7条 協議会の庶務を処理するため書記2名を置く。書記は、市長が関係行政機関の職員のうちから任命又は委嘱する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会青少年健全育成センターにおいて処理する。

(昭和39条例65・昭和62条例18・平成2条例2・平成11条例3・平成12条例39・平成13条例41・平成25条例30・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年7月1日から適用する。

附 則 (昭和39年条例第65号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例等の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第51号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市青少年問題協議会設置条例の規定（第3条第2項の改正規定を除く。）は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年条例第28号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第29号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。